

諏訪市環境と再生可能エネルギー発電等設備設置事業との調和に関する条例  
手続きフロー

設置者

市

・関係法令の手続き

・事前協議書(様式第1号)を提出  
※事業着手しようとする90日前までに協議

・説明会の開催  
※必要に応じ、説明会は複数開催

・地域住民等(施設関係者)説明  
会報告書(様式第2号)を説明会  
開催後7日以内に提出

・再生可能エネルギー発電等設備  
設置事業に関するお知らせ(様式  
第3号)を事業予定地に設置

・事業計画届(様式第4号)を提出  
※事業着手しようとする30日前までに提出

・工事着手

・事業完了届(様式第6号)を提出  
※事業完了後20日以内

・確認通知書の受領

※事業を変更又は中止するときは  
事業計画変更(中止)届(様式第  
5号)を速やかに提出

※設備を廃止したときは設備廃止  
届(様式第8号)を速やかに提出

・設置者と事前協議  
※抑制区域内で事業計画する場合には事  
業の再考を要請

・地域住民等(施設関係者)に事業  
計画の理解に努めるよう説明会  
実施を要請

・報告書を確認  
※質疑、意見への対応状況等の確認

・計画書及び現地確認

・現場及び周辺状況等の確認

・設置完了確認通知書(様式7号)  
を事業者へに通知

↓事業調査が必要な場合

・立入調査及び条例違反対応

・各種届出の確認  
・現場及び周辺状況等の確認

諏訪市環境と再生可能エネルギー発電等設備設置事業との調和に関する条例  
立入調査及び条例違反対応

設置者

市

必要に応じた対応

・報告、資料の提出

・報告、資料の提出依頼  
・設置区域立入調査

・指導又は助言による対応を実施

・指導(助言)通知書(様式第10号)  
による指導又は助言  
※指導又は助言が必要と認めるとき

・対応報告書(様式第11号)を提出  
※対応後、速やかに提出

・対応報告書の確認  
・対応状況について現場確認

事業計画届の不届、虚偽の届出 対応報告書の不届 立入調査の拒否

・勧告により措置を講ずる

・勧告書(様式第12号)による勧告

・措置報告書(様式第13号)を提出  
※措置を講じる期限までに提出

・報告書の確認  
・措置状況について現場確認

勧告に従わなかった場合

・公表に関する弁明書(様式第15号)による報告

・弁明の機会の付与通知書(様式第14号)を通知

・事業者による弁明内容の精査

・設置者名の公表  
・国及び県への報告  
※設置者に弁明の余地があった場合は公表等は行わない。